

2017/10/18

荷主殿各位

川崎汽船株式会社  
自動車船営業グループ  
アジア・オセアニアチーム

マレーシア向け貨物の書類記載事項について

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご厚情を賜りまして誠に有難う御座います。

さて、マレーシアで荷揚げされる車両において、B/L面上にShipper殿の住所を記載する事がマレーシア税関より義務付けられましたので、ご報告申し上げます。何卒宜しくお願い致します。

敬具

記

対象仕向地 マレーシア全港  
対象貨物 マレーシア向け乗用車、トラック、建機、その他の貨物

記載内容 BL/MANIFESTへの記載必須事項

1. Shipperの住所 (新たな記載必須事項)
2. Consigneeの住所
3. Notify partyの住所

※尚、Consignee名が”TO ORDER”の場合は、以下ご参照下さい

AA) TO ORDER : 住所記載不要  
BB) TO ORDER OF xx COMPANY : xx COMPANYの住所必須  
CC) TO ORDER OF xx BANK : 住所記載不要

以上